

学校法人愛国学園
愛国学園短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日

一般財団法人大学・短期大学基準協会

愛国学園短期大学の概要

設置者 学校法人 愛国学園
理事長 織田 奈美
学 長 平尾 和子
A L O 小田島 祐美子
開設年月日 昭和 37 年 4 月 1 日
所在地 東京都江戸川区西小岩 5-7-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
家政科	生活デザイン専攻	50
家政科	食物栄養専攻	50
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

愛国学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月13日付で愛国学園短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり公共性を有し、校訓「親切正直」とともに、創立から現在まで堅持されており、ウェブサイト等により学内外に表明されている。

地域・社会貢献活動については、「専門の知識と技術を生かして、広く社会に貢献するとともに地域に必要とされる短期大学」を方針として掲げ、公開講座及び公開講演会を実施し、ボランティア活動に全学をあげて取り組んでいる。

学科及び各専攻課程の教育目的は建学の精神に基づいている。教育目的はウェブサイト、学校案内、Campus Guide に掲載するとともに、学生には入学時のガイダンス等でも周知を図っている。

建学の精神に定める「社会人」、「家庭人」としての理想の姿を目指し、学科及び各専攻課程の「学修成果（到達目標）」を定めている。学科及び各専攻課程の三つの方針を一体的に定め、各科目と卒業認定・学位授与の方針に記載した能力のつながりを、カリキュラム・マップに示し、Campus Guide に掲載して学生に明示している。

自己点検・評価については、規程に基づき、組織として自己点検・評価委員会を置き、点検・評価活動は教授会及び各委員会を通じて全教職員が参画し実施している。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）は、アセスメントポリシーに従って、三つの方針に基づき査定する手法を有している。「成績評価・単位取得状況（GPA）」は学期ごと、「資格取得・検定合格状況」は取得の度に更新し、学習成果を把握し、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。

学科及び各専攻課程の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成されている。学科及び各専攻課程の入学者受入れの方針を定め、学生募集要項である入試ガイドに明示している。入学者選抜については、多様な選抜方法及び選考基準をそれぞれ設け、公正かつ適正に実施している。

学生が記載する「ポートフォリオ」や「学修成果到達度・学修時間・行動アンケート」等の実施により学習成果の獲得状況を把握している。また、就職先企業に対するアンケート

ト調査を実施し、その結果を学習成果の点検に生かしている。

学習支援では、基礎学力不足の学生に対して、リメディアル科目と位置付ける「支援科目」を置いている。進度の速い学生や優秀な学生には、各種コンテストへの参加推奨、資格の取得に向けた演習や支援講座開設等、学習上の配慮や学習支援を行っている。学生相談室には有資格の専任教職員を配置し、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。経済的事情や時間的制約を有する学生を想定した「長期履修学生制度」を導入している。キャリア支援室では卒業時の就職状況を把握・分析するとともに、就職先のミスマッチを防ぐ取組みを行っている。

教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織を編制している。研究倫理を遵守するための取組みとして「愛国学園短期大学研究倫理審査会」が設置されている。FD 研修会と SD 研究会とが共同開催されており、学生の学習成果の獲得に向けて教員は事務職員と連携を図っている。

事務局組織規程に基づき事務局を設置し、教育研究活動等に関わる事務組織の責任体制は明確である。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うために必要な教室や機器・備品を整えている。経理規程に基づき、固定資産や物品に関する関連規程を整備し、施設設備、物品を適切に維持管理している。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

理事長は、建学の精神を継承し、学校法人を代表し、その業務を総理している。また、理事長は、寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

学長は教学運営の最高責任者として、短期大学の運営上の重要事項について教授会の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。また、教授会を短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に毎回出席し、意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織され、私立学校法にのっとり、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、教育情報及び学校法人の情報は、ウェブサイトにおいて、それぞれ公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定レベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 授業評価アンケートについて、各科目の前後期の最終回だけでなく、5回目の授業終了時に中間授業評価アンケートを実施し、その結果を踏まえて授業の改善を行うことにより、当該期の受講者の学習の向上に取り組んでいる。
- クラス担任制、専任教員によるオフィスアワー、非常勤教員との日常的な情報共有、臨床心理士及び公認心理師による学生相談、事務職員による履修相談等、教職員間のきめ細かな情報共有と学生支援が行われている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 教育研究活動等に係る事務組織の責任体制を明確にするため、「愛国学園短期大学 事務局事務分掌表」が設けられており、職務（職位）、委員会、業務分担が個人ごとに明示されている点が実用的であり、異動や組織改編時等の引継ぎの際にも円滑に利用できる。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価活動は行われているが、自己点検・評価報告書は前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。学校教育法第109条1項に規定する教育研究等の状況に係る自己点検・評価の公表について、短期大学の教育研究等の水準の向上のために、その結果をウェブサイト等により広く公表することが望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いため、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、「社会人としては豊かな知識と技術とをもって経済的に独立し、家庭人としては美しい情操と強い奉仕心とをもって一家の幸福の源泉となる、健全な精神と身体とをそなえた女性の育成を目的とする。」と定め、校訓「親切正直」とともに、創立から現在まで堅持されている。建学の精神及び校訓は、ウェブサイト、学校法人の機関紙、式典における理事長及び学長の挨拶の機会などにより、学内外に表明されている。

地域・社会に向けて、「専門の知識と技術を生かして、広く社会に貢献するとともに地域に必要とされる短期大学」を方針として掲げ、公開講座及び公開講演会を実施し、リカレント教育を想定した履修証明プログラムや卒業後の資格取得のために利用可能な科目等履修生制度が開設されている。企業との連携活動では、学生や教職員が参加し調査や研究を伴う取組みが行われており、協定書を交わして実施されている。また、地域・社会貢献の方針に基づく取組みの1つとして「ボランティアセンター」の設置や教育課程の共通科目「ボランティア論」の開設等、ボランティア活動への支援体制を整備し、ボランティア活動に積極的な学生は卒業時に学長名で表彰されている。

学科及び各専攻課程の教育目的は建学の精神に基づいて定めている。教育目的はウェブサイト、学校案内、Campus Guideに掲載するとともに、学生には入学時のガイダンス等でも周知を図っている。教育目的に基づく人材の養成が地域・社会の要請に込んでいるかという点については、就職率や学生の就職先へのアンケート調査結果等で評価し、点検している。

建学の精神に定める「社会人」、「家庭人」としての理想の姿を目指し、学生にも伝わりやすいように学科及び各専攻課程の「学修成果（到達目標）」を定めている。学生の学習成果を発表する機会として、毎年度「学修成果発表会」を開催するとともに、卒業年次の学生の発表内容を「学修成果報告集」として冊子にまとめ図書館に配架し、学内外に公表している。

学科及び専攻課程ごとに三つの方針を一体的に定めている。教育課程の各科目が卒業認定・学位授与の方針に記載した能力のどの項目につながっているかを、カリキュラム・マップに示し、Campus Guideに掲載して学生に明示している。

自己点検・評価活動は、学則に定め、規程を整備するとともに、自己点検・評価委員会を置いて実施している。教授会及び各委員会を通じて全教職員が自己点検・評価活動に参

画しており、自己点検・評価の結果に基づく改善は、各委員会に加えて、各専攻会議により進められている。なお、自己点検・評価活動は行われているが、自己点検・評価報告書は前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。短期大学の教育研究等の水準の向上のために、その結果をウェブサイト等により広く公表することが望まれる。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）は、アセスメントポリシーに従って、機関レベル、教育課程（専攻課程）レベル、科目レベル、学生個人レベルで学習成果を可視化するなど、三つの方針に基づき査定する手法を有している。学生の「成績評価・単位取得状況（GPA）」は学期ごと、「資格取得・検定合格状況」は取得の度に更新し、その結果を指導に生かし、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、教育課程や教員組織等の見直しを行っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学科及び各専攻課程の学習成果に対応している。学習成果は、学生にも伝わりやすいよう「学修成果（到達目標）」と表して示している。

学科及び各専攻課程の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。卒業認定・学位授与の方針に掲げた能力の育成に向けて、教育課程を共通科目、家政科コア科目、専攻科目、支援科目の4つの科目群に分け、体系的に編成している。また、三つの方針、教育目的、学修成果（到達目標）を一体的に記載し、各科目との関連を示した履修系統図を Campus Guide に掲載し、教育活動での活用を開始している。学則及び履修規程において、年間に履修登録できる単位数の上限を定めている。シラバスには、必要な項目が明示されている。

教養教育は「共通科目」と「家政科コア科目」の2つの科目群を設けている。家政科コア科目は、教養科目と専門科目をつなぐ枠組みとして位置づけられており、教育課程における教養教育と専門教育との関連性は明確である。

両専攻課程の「共通科目」では、社会生活において重視されるコミュニケーション能力を高めるための演習や、キャリア教育のほか、情報技術関係の科目、外国語（語学）科目等を配置している。さらに、各種資格検定試験の受験資格が取得できる科目等を配置するなど、職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

学科及び専攻課程ごとの入学者受入れの方針を定め、入学時に求める学生像とともに、評価の観点等を学生募集要項である入試ガイドに明確に示している。多様な入学者選抜の方法及び選考基準をそれぞれ設け、公正かつ適正に入学者を選抜している。なお、入試ガイドにおいて、入試方法の区分ごとに募集定員に対する割合が記載されているが、受験生に分かりやすいよう人数での表記を検討することが望まれる。

履修系統図は教育目的及び卒業時の学習成果に加え、科目区分ごとに学習成果（「科目区分ごとの学修・教育目標」）を明示している。教育課程は、2年間で学習成果を獲得できるように構成されている。

学習成果の獲得状況を把握するため、GPA 分布状況、全学生の全科目の成績（前学期・後学期終了時点）、資格取得状況等の資料を作成し、専攻会議、委員会、教授会において検

討している。また、学生が記載するポートフォリオや「学修成果到達度・学修時間・行動アンケート」等も学習成果の獲得状況の把握に活用している。

卒業後評価として、就職先企業に対するアンケート調査を実施し、その結果を教授会に報告し、学習成果の点検に生かしている。

授業評価アンケートについては、前後期の最終授業での実施に加え、5回目の授業終了時に中間授業評価アンケートを実施するなど、アンケート結果を授業改善に結び付ける工夫がなされている。短期大学運営体制の基本的な方針として教職協働を掲げており、事務職員も学習成果を認識し、学生の学習成果の獲得に貢献している。

入学手続き者及び入学見込者に対し、入学準備学習の日程、長期履修学生制度、奨学金制度等、必要な情報を提供している。基礎学力が不足する学生を支援するためにリメディアル科目と位置付ける「支援科目」を置いている。進度の速い学生や優秀な学生に対し、各種コンテストへの参加推奨、資格の取得に向けた演習や支援講座の開設等、学習上の配慮や学習支援を行っている。

学生の生活支援には、教職員によって組織される学生支援委員会を設置している。学生ラウンジや学生ホール等、学生の居場所は十分に設けられている。学生相談室には有資格の専任教職員を配置し、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。経済的事情や時間的制約を有する学生を想定した長期履修学生制度を導入している。

進路支援では、キャリア支援小委員会がキャリア支援全体のコーディネートを行っている。キャリア支援室では専任職員が就職や四年制大学への編入学等の支援を行い、卒業時の就職状況の把握・分析をするとともに、早期の離職への対策として、「職業興味検査・価値観検査」を実施し就職先のミスマッチを防ぐ取組みを行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織を編制しており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員の採用及び昇任については、教員組織規程及び教員任用規程に基づき行われている。専任教員は教育課程編成・実施の方針に従って研究活動を行い、科学研究費補助金等の外部研究費を獲得するなど、成果をあげている。また、研究倫理を遵守するための取組みとして、「愛国学園短期大学研究倫理審査会」が設置されており、人を対象とした調査・実験等の研究等については審査・承認を経た上で行うこととしている。FD 研修会と SD 研究会とが共同開催されており、学生の学習成果の獲得に向けて教員は事務職員と連携を図っている。なお、FD・SD 活動の本来の意味・意義が混同されている点もみられるため、学内での共通認識を図ることを期待する。

事務局組織規程に基づき事務局が設置されており、教育研究活動等に関わる事務組織の責任体制が明確である。事務関係諸規程は整備され、各課の業務は「愛国学園短期大学 事務局事務分掌表」に明確に示されている。事務職員は、教授会ほか各委員会及び小委員会に構成員として参加しており、教員との連携がなされている。

教職員の就業に関する諸規程を整備し、採用時に周知するとともに、必要に応じて説明を行っている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足している。校舎のエントランスに

は、障がい者に対応したスロープ及びリフトが設けられている。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うために必要な講義室、演習室、実験・実習室等の施設、各種情報機器や実験・実習に要する機器・備品を整えている。

施設設備については、学校法人愛国学園経理規程を定め、これに基づき、固定資産や物品に関する管理規程等を整備し、適切に維持管理している。火災・地震対策として、消防計画に基づく定期的な点検や、学生を含めた避難訓練等は実施されているものの、防火管理に関する規程がないため、整備が望まれる。

技術的資源については、情報・IRセンターを設置し、計画的に情報演習室等の維持・整備を行い適切な管理に努めている。学生に対しては、入学時に情報演習室の利用等に関する説明を行い、必修科目「情報技術」において、基本的なソフトウェアの活用や情報倫理上のマナーについての指導がなされている。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、併設校である愛国中学校・愛国高等学校の教員・校長としての経歴を持ち、建学の精神の涵養に努め、学校法人の代表としてその業務を総理している。また、理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事は、法令及び寄附行為に基づき選任され、適切に構成されている。

学長は教学運営の最高責任者として、短期大学の運営上の重要事項について教授会の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。学生の退学、停学及び訓告の処分に関わる懲戒の手続きについては、学則及び学生懲戒規則に定めている。学長は、教授会構成員の一人として事務局長を置き、一部の事務職員も教授会を傍聴することで学内の諸課題に係る情報を共有し、事務局業務の円滑な執行を図っている。教授会については、全て議事録として記録し、保管している。教授会の下に教育上の各種委員会を置き、適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、適宜監査しており、理事会及び評議員会には毎回出席し、意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織している。評議員会は、私立学校法の規定にのっとり、理事長からの諮問事項に応えるなど、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報については、短期大学ウェブサイトに表示している。また、私立学校法に規定された学校法人の情報については、短期大学及び併設大学のウェブサイトにおいて公表・公開している。